

4 行政指導・行政処分について

動物取扱業者による動物の適正な取扱いを確保するためには、関係法令に基づく各種の規定を適切に活用し、実態把握や改善指導を効果的に実施していく必要がある。特に、遵守基準を満たしていない不適切な事業者に対しては、勧告、措置命令、業務の停止、登録の取消し、刑事告発といった手段を効果的に用いて、厳格かつ迅速な対応を図ることにより、動物の健康・安全や地域の生活環境が守られることになる。

ここでは、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言の一環として、特に基準を遵守していない事業者に対する行政指導や行政処分について、その円滑化を図ることを目的に参考となる考え方や手順を示した。

基本的な考え方

1. 行政指導と行政処分

動物の愛護及び管理に関する法律(以下、「法」という。)には、動物取扱業者に対して、動物の適正な取扱いを行うために必要な措置をとるための様々な行政指導及び行政処分の規定が用意されている。

同法の規定に基づかない任意の行政指導は、迅速かつ柔軟な対応が可能という意味で効果的な場合があるが、相手方がこれに従わない場合には法に係る法的効果を生ずることはない。このため、基準を遵守していない不適切な事業者に対しては、法第23条の規定に基づく勧告を速やかに行うことが重要である。ただし、勧告はあくまで行政指導であり行政処分には当たらないため、行政指導に従わないことを持って、直ちに登録の取消しや罰則の適用対象になるものではない。

動物の健康や安全を確保し、周辺的生活環境を保全するといった法の目的に照らせば、比例原則(違反の態様や悪質性の高さに応じて、各種の権限を適切に使い分けること)の遵守に留意しつつ、基準を満たさない不適切な状態を放置することなく、速やかに改善させること、改善する意思がないような悪質な事業者に対しては、勧告、措置命令、業務の停止、登録の取消し、刑事告発といった手段を効果的に用いた厳格な対応を行うことが必要となる。

このほか、虐待のおそれがある場合や虐待行為に対しては、広く法第25条の規定に基づく指導、助言、勧告、命令、立入検査、報告徴収の規定及び法第44条の直罰規定に基づく虐待等罪が適用される場合もあることから、飼養管理の実態を踏まえてこれらの規定を効果的に活用することが重要である。

2. 行政による迅速な対応の必要性

動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、問題のある事業者に対しては勧告を経て、行政処分である命令・登録取消処分等を速やかに行うこと。特に動物が置かれている状態などから緊急を要すると判断される場合や、基準を遵守する意思が見られない悪質な事業者に対しては、躊躇することなく厳正かつ速やかな対応をすることが法の要請するところであり、1.の比例原則も、これを妨げるものではない。

なお、これまでは登録取消処分を行うことにより、行政が立入検査を行う権限の根拠が消滅することが、不適正飼養を継続している事業者への取消処分を困難にしている理由の一つとされてきたところであるが、令和元年の改正により、取消し後の事業者に対する立入検査や勧告等の規定が設けられたことにも留意が必要である。

一部の基準については、経過措置期間が設けられているものの、新たに規定され、令和3年6月1日から施行される犬猫の不適切な状態を直接禁止する基準等(例えば、体表が毛玉で覆われた状態等)、施行時点から適用される基準を厳正に運用することにより、適正飼養を担保すること。また、従業員の員数(一人あたりの飼養頭数)などの経過措置を定めた基準については、当該基準との乖離が大きい事業者等に対して、経過措置期間中に、基準の内容や適用が始まる期日を周知し、任意で改善計画を提出させるなど、集中的に指導等を行うこと。計画的な改善を行わず、経過措置期間終了時点で当該基準に適合しなかった場合は、直ちに勧告を行い、措置命令、業務の停止、登録の取消し、当該登録を取り消された者に対する通知を行うとともに、必要な場合には、後述する刑事告発などの厳格な対応を行うこと。

また、事業者等が動物のみだりな殺傷、虐待、遺棄を行った場合に加え、法第23条第4項の規定による措置命令に違反した場合等には、法第44条又は法第46条の罰則が適用されることとなるが、刑事訴訟法第239条第2項において、官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨規定されていることを踏まえ、捜査機関と十分に連携して、積極的に告発を行うこと。

3. 立入検査について

立入検査は、法第24条の規定に基づき、第一種動物取扱業者に対して、登録後において申請されたとおりに動物の飼養又は保管が適切に行われているか、飼養管理基準は遵守されているか等を確認する重要な手段である。

立入検査の権限は、相手方が拒否した場合にその意に反して抵抗を排除してまで実施することは認められていないが、刑罰による間接強制により適正かつ円滑な立入検査の実施を確保するとする法の趣旨に照らして厳正に対処する必要がある。即ち、法第47条第3号に規定されるとおり、法第24条第1項に基づく報告をしない場合や虚偽の報告であった場合、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対する罰則規定があることから、立入検査を行う際には、相手方に対し、立入検査拒否、妨害又は忌避に対しては刑罰が科され得ることを明示して行うことも実効性を高めるために必要である。

なお、検査を積極的に拒否する場合でなくとも、実質的に立入検査ができない状態を積極的に生じさせるなど、立入検査の拒否又は忌避に該当すると判断される場合には、検査拒否又は忌避と扱って差し支えなく、法第47条に基づき罰則の対象になり得るものであることから、この場合も、告発を含めた対応を捜査機関と協議の上で進めること。また、検査の実効性を高めるためには、事前の連絡を行わずに抜き打ちでの検査を実施することが有効な場合もあり、法はこれを否定していないことにも留意すること。

4. 行政処分と刑事処分との関係について

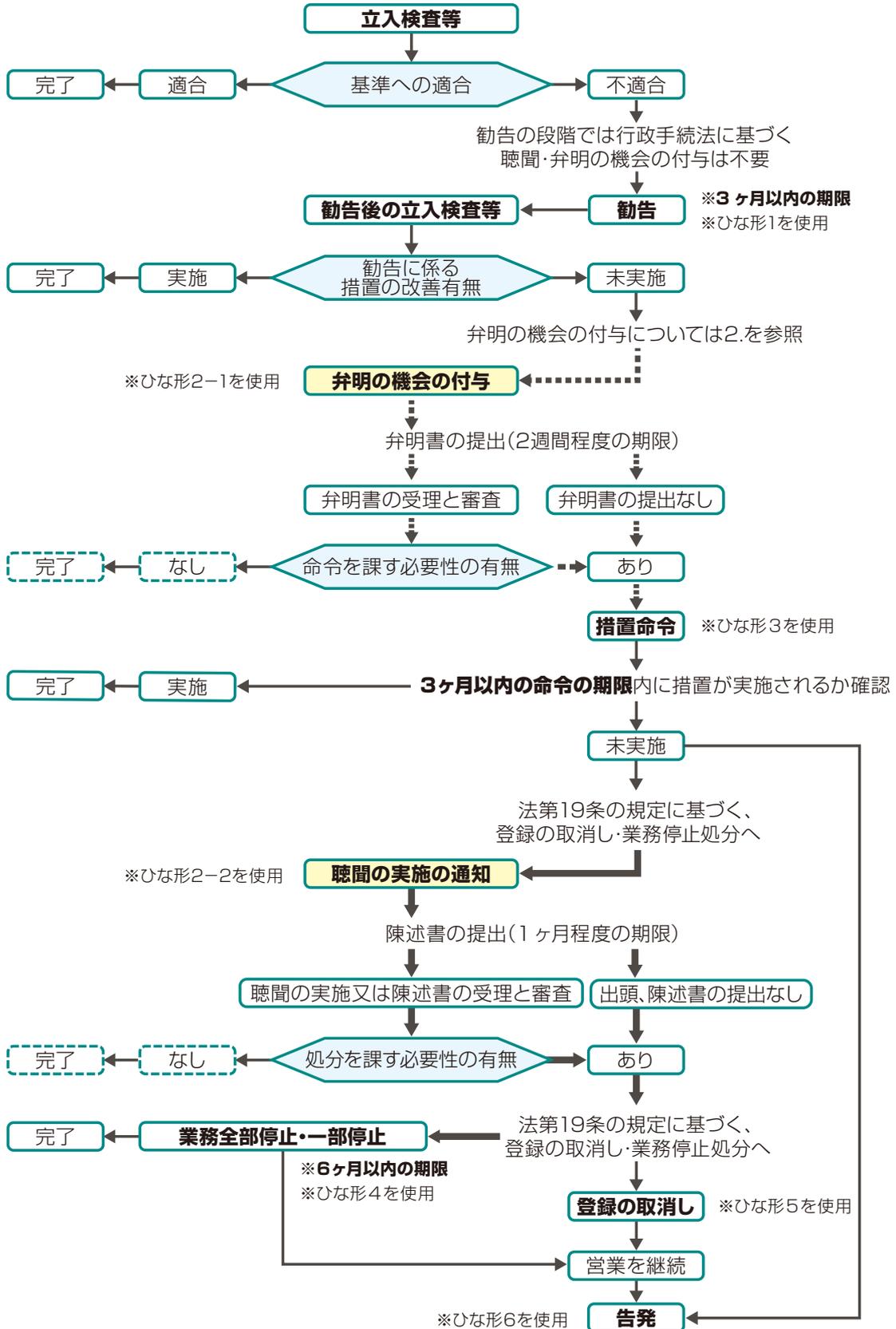
違反行為が客観的に明らかであるにもかかわらず、公訴が提起されていることや捜査機関による虐待罪等への対応が継続中であることなどを理由に行政処分を留保する必要はない。行政処分は将来にわたる行政目的の確保を主な目的とするものであって、過去の行為を評価する刑事処分とはその目的が異なるものであるから、それを理由に行政処分を留保することは不適當である。

むしろ、違反行為に対して公訴が提起されているにもかかわらず、動物の健康及び安全の保持について指導、監督を行うべき行政庁が何ら処分を行わないとすることは、法の趣旨に反し、動物愛護管理行政に対する国民の不信を招きかねないものであることから、行政庁として違反行為の事実を把握することに最大限努め、それを把握した場合には、いたずらに刑事処分を待つことなく、速やかに行政処分を行うこと。

遵守基準の違反に対する対応

ここでは、まず、法第23条(勧告及び命令)の規定に基づき、第一種動物取扱業者が基準を遵守していない場合に行う勧告(第1項・第2項)、事業者が勧告に係る措置を取らなかった際の措置命令(第4項)、さらにその命令に違反した場合の法第19条第1項の規定に基づく登録の取消し又は業務の全部停止・一部停止を行う場合の標準的な処分フローを示し、関連規定の考え方や留意点について説明している。

1. 処分フロー(太字は法令事項)



※業務の全部停止・一部停止を行う場合には、太矢印 → を上段の弁明の機会の付与の太点線矢印 ⇨⇨ に置き換える

図表23 立入検査等～勧告に係る条項、処分方法等

違反の内容	<p>第一種動物取扱業者が法第21条第1項又は第4項の基準を遵守していないと認めるとき(下記は例であり他の基準も全て該当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項(同条第2項第1号) ● 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項(同第2号) ● 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項(同第6号)
対応の方法	<p>●法第23条第1項に基づく勧告</p> <p>第一種動物取扱業者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。</p> <p>勧告の期限は3ヶ月以内(法第23条第5項)だが、特別の事情がある場合はこの限りではないとされているため、動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するために必要な場合は、これより短い期限で勧告することができる。</p> <p>(勧告の文書ひな形1)</p>
罰則規定	なし

※勧告・命令の内容には、遵守基準を満たさない事項を基準に適合させる内容のほか、例えば繁殖の回数や年齢に係る違反行為など既に行われた違反行為を踏まえ、適正な繁殖計画を検討させること、母体の健康管理のために繁殖に用いた個体の健康診断を受診させること、母体の健康増進のための措置を取るといった内容も検討しうる。この場合も、命令に従わない場合に、業務の停止、登録の取消し、告発を行うなどの考え方に違いはない。

図表24 勧告後の立入検査等～措置命令・業務の停止・登録の取消しに係る条項、処分方法等

違反の内容	<p>第一種動物取扱業者(犬猫等販売業者を含む)が法第23条第1項又は第2項の規定による勧告を受けても正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかつた(下記は例であり他の基準も全て該当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項として、ケージのサイズ等を改善しなかつた場合 ● 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項として、頭数、従業者数を改善しなかつた場合 ● 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項として、繁殖実施状況記録台帳が備わっていなかつたところ、勧告後も作成されていない場合
処分の方法	<p>●法第23条第4項に基づく措置命令</p> <p>第一種動物取扱業者(犬猫等販売業者を含む)が法第23条第1項又は第2項の規定による勧告を受けても正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかつた時は、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。この処分の期限は3ヶ月以内(法第23条第5項)だが、特別の事情がある場合はこの限りではないとされているため、動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するために必要な場合は、これより短い期限を定めて命令することができる。</p> <p>(命令の文書ひな形3)</p> <p>措置命令又は業務の全部停止・一部停止を命じようとする場合には、原則として、弁明の機会の付与(行政手続法第13条第1項第2号)の手続を経る必要があるが、公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、弁明手続を執ることができないときは、例外的に、当該手続を執る必要はない(同法第13条第2項第1号)。ただし、その判断は慎重に行うべきであり、できる限り意見聴取の機会を確保するよう努めること。</p> <p>なお、弁明の機会の付与の期間は、通常、2週間程度を目安とするが、命令の緊急性やその内容に応じて期間の設定を個別に判断すること。</p> <p>また、登録の取消しを行おうとする際には、聴聞(同法第13条第1項第1号)を行</p>

	<p>うこと。聴聞は、出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができるが、この場合の期間も弁明の機会の付与の期間と同様に判断すること。</p> <p>(弁明の機会を付与するための文書ひな形2-1) (聴聞の通知のための文書ひな形2-2)</p> <p>●法第19条第1項第6号に基づく登録の取り消し、業務の停止 以上の手続を実施した上で、なお当該第一種動物取扱業者による違反状態が認められる場合には、登録の取消し、6ヶ月以内の業務の全部停止若しくは一部停止を命ずることができる。</p> <p>(業務停止の文書ひな形4、登録の取消しの通知文書ひな形5)</p>
罰則規定	<p>個人:100万円以下の罰金(法第46条第4号)に処する。</p> <p>法人:100万円以下の罰金(法第48条第2号)に処する(行為者個人を罰するとともに、その法人に対しても罰金刑が科される)。</p> <p>(告発の文書ひな形6)</p>

2. 弁明の機会の付与に際しての注意点

(1) 弁明の機会の付与通知

ポイント

- 「措置命令」及び「業務の全部停止・一部停止」の処分を行おうとする際には、原則として、弁明の機会の付与の手続を経る必要がある。
- 特に、公益上、緊急を要する場合には、例外的に弁明の機会の付与を省略できるが、その判断は慎重にする必要がある。

弁明の機会を付与する際は、書面による通知を行い、事業者からの弁明も、通常、書面により行わせる。この際、証拠書類の提出も可能である。弁明の機会の付与の期間(弁明の提出期限等)は、相当な期間をおくこととされており、通常2週間程度を目安とするが、期間の設定は命令の緊急性やその内容に応じて個別に判断すること。具体的には、基準に違反している事業者に対する措置命令を行おうとする際は、客観的な基準違反が明らかな状況であり、弁明の機会の付与により確認するのは、違反に係る正当な理由の有無が中心となるため、弁明の機会の付与の期間としてさほどの長期間は必要ない。一方、業務の停止命令を行おうとする場合には、事業者の弁明内容は多岐に渡ることが想定される。これらを踏まえ、弁明手続の期間は、2週間程度を目安にしつつ、必要に応じて若干の変更を考慮しても問題はない。

なお、公益上、緊急を要する場合に、行政手続法第13条第2項第1号に基づき、弁明の機会の付与を省略することができるが、違反の内容が悪質であり、真に急を要する場合に限って当該条項による対応を行うことが望ましく、例えば、病気やケガに対して必要な処置が行われていない、寒さ・暑さにより動物の健康に支障が生じている、適切な給餌・給水が行われていないといったことにより動物の生命に危険が生じている場合などが想定される。いずれにしても、できる限り意見聴取の機会を確保するよう努めることが原則となる。

当該通知を手交する場合は、受領書にサイン(自署)させること。郵送の場合は、内容証明及び配達証明付きの郵便とすること。

(2) 弁明書の受理

弁明書は、法令に基づく様式の定めはないので、書類の形式上の審査は不要である。よって、弁明書が行政庁の窓口へ到達した時点で受理したことになる。なお、弁明書が提出されない場合には、提出期限が到来した時点で弁明がなかったものとして取り扱うことができる。

(3) 事実の確認、審査

行政庁は、弁明の機会の付与を通知した時点で、事業者に対して措置命令を講じようとする方針を決定し、その旨を明らかにしていることになる。弁明書の確認、審査においては、行政庁の当該決定に誤りがないことや、事業者の違反行為に係る正当な理由(例えば、勧告後に事業者本人や飼養施設が被災し、勧告に係る措置を実施できなかったなど)がないことを確認するため、行政庁が判断するに至った根拠や経緯について間違いがなかったか等の観点から審査を行う。特に以下の観点から、事実関係の確認を慎重に行わなくてはならない。

- 行政庁側が承知していなかった事実が記されていないか
 - 行政庁側が記した理由等に合理的な根拠を示した反論が記載されていないか
- 業務の全部停止・一部停止は、事業者にとってより重大な不利益処分であり、また、取消訴訟(行政事件訴訟法第3条第2項)に発展する可能性も高いことから、これらの事実関係については特に慎重な判断が必要となる。
- 弁明書に記載されたことの事実確認のために、必要に応じて立入検査を行うことも可能である。

(4)速やかな命令の実施

弁明書において、行政庁の判断を覆すだけの事実や根拠が示されなかった場合、命令を科すための手続を開始する。弁明書の提出後、事実の確認、審査、命令までの一連の対応を速やかに行うこと。

仮に命令の発出前に法第16条第1項の規定に基づく廃業等の届出が提出された場合にあっては、法第17条の規定に基づきその登録を抹消するとともに、改めて法第24条の2の規定に基づき、勧告、命令等の必要な措置を講じる必要がある(P.62 その他の行政指導・行政処分の手順等3.を参照)。

3.聴聞の実施に際しての注意点

(1)聴聞の通知

ポイント

- 「登録の取消し」の際には「聴聞」を実施する。

聴聞を行う際は、書面による通知を行い、その中で、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、証拠書類等を提出できること、又は、出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を聴聞の期日までに提出できること、また、聴聞が終結するまでの間、登録の取消しの原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができることを教示しなければならない。通知から聴聞の期日までの期間は、相当な期間をおくこととされており、通常1ヶ月程度を目安とするが、期間の設定は命令の緊急性やその内容に応じて個別に判断すること。

当該通知を手交する場合は、受領書にサイン(自署)させること。郵送の場合は、内容証明及び配達証明付きの郵便とすること。

(2)陳述書、証拠書類等の受理

陳述書、証拠書類等は、法令に基づく様式の定めはないので、書類の形式上の審査は不要である。よって、これらが行政庁の窓口へ到達した時点で受理したことになる。なお、陳述書が提出されない場合、かつ、聴聞に出頭しなかった場合には、聴聞の期日の時点で意見がなかったものとして取り扱うことができる。

(3)聴聞の主宰、審理の方式

聴聞の主宰の方法、聴聞の期日における審理の方式等は、行政手続法第19条及び第20条に規定されているので、参照されたい。また、聴聞においても2.(3)で記したことと同様に事実関係の確認を慎重に行わなくてはならない。

聴聞において事業者等が述べたこと又は陳述書に記載されたことの事実確認のためには、必要に応じて立入検査を行うことも可能である。

(4)速やかな処分の実施

聴聞又は陳述書及び証拠書類等において、行政庁の判断を覆すだけの事実や根拠が示されなかった場合、登録の取消しを科すための手続を開始する。聴聞又は陳述書及び証拠書類等に基づく事実の確認、審査、取消しの通知までの処分を速やかに行うこと。

仮に登録の取消し前に法第16条第1項の規定に基づく廃業等の届出が提出された場合にあっては、法第17条の規定に基づきその登録を抹消するとともに、改めて法第24条の2の規定に基づき、勧告、命令等の必要な措置を講じる必要がある(P.62 その他の行政指導・行政処分の手順等3.を参照)。なお、この場合、施行規則第3条第5項第1号、第2号の規定にあるとおり、聴聞の通知があった日から5年を経過しないと新たな動物取扱業の登録は受けられないこととなる。

4.ひな形

文書ひな形1（勧告）

第 号
令和 年 月 日

〔あて先〕 殿

都道府県・政令指定都市の長

第一種（第二種）動物取扱業に係る勧告について

動物の愛護及び管理に関する法律第23条第1項（第24条の4第1項において読み替えて準用する場合を含む。）により、第一種（第二種）動物取扱業に関して勧告しますので、期限までに下記〇〇に示すとおり、取り扱う動物の管理の方法等を改善すること。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
登録の番号	
勧告の年月日	令和〇年〇〇月〇〇日
勧告の内容	例) ・飼養施設に備える設備の構造、規模等に係る以下の基準に適合していないため、令和〇年〇〇月〇〇日までにケージ等の大きさ・高さを基準に適合するものに変更すること。 (複数列記可)
勧告の理由 〔該当条項 含む(注)〕	例) 法第21条第1項の規定に基づく動物の管理の方法等に関する以下の基準を遵守していないため。(複数列記可) ・第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令第2条第1号ロ(3)(二)(イ) (第3条第1号ロ(10)(五)(ロ)(i))
備考	

(注) 法第21条第1項に規定する環境省令で定める基準のいずれが遵守できていないかを明記すること。

第 号
令和 年 月 日

〔あて先〕 殿

都道府県・政令指定都市の長

貴殿が行った動物の愛護及び管理に関する法律(以下「法」という。)第21条第1項の違反行為に対して、同法第23条4項の規定に基づき、令和〇年〇〇月〇〇日付け第 号により勧告した措置をとるよう命令を科すことを予定しています。

ついては、行政手続法第13条第1項第2号の規定により弁明の機会を与えますので、下記1及2について意見陳述の必要があるときは、令和〇年〇〇月〇〇日までに、下記3の提出先宛てに弁明を記載した書面を提出して下さい。

なお、この時、証拠書類等を提出することができます。また、期限までに弁明を記載した書面の提出がなかった場合は、意見なしとして取り扱います。

記

1 予定される処分内容及び根拠となる法令の条項

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇で貴殿が登録を受けている飼養施設において、法第21条第1項の規定に基づく動物の管理の方法等に関する以下の基準を遵守していないため、令和〇年〇〇月〇〇日までに、飼養施設に温度計及び湿度計を備え付けるとともに、自然採光により日長変化に応じた光環境の管理を行うことを命ずる。(複数列記可)
・第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令第2条第3号ロ及びハ

2 処分の原因となる事実

株式会社〇〇〇〇〇は、平成〇年〇〇月〇〇日付け第 号により、第一種動物取扱業の登録を受け、事業を行っているが、令和〇年〇〇月〇〇日に行った法第24条第1項の規定に基づく立入検査において、当該違反の状態を確認し、令和〇年〇〇月〇〇日付け第 号により、令和〇年〇〇月〇〇日までに改善するよう勧告したものの、令和〇年〇〇月〇〇日までに改善されず、また、これに係る正当な理由も認められなかったもの。

3 弁明書の提出先及び提出期限

提出先 〇〇県 〇〇〇〇部 〇〇〇〇課
(郵便番号)〇〇〇-〇〇〇〇
(住所) 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇
(電話) 0123-45-6789
提出期限 令和〇年〇〇月〇〇日

差出人 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇
〇〇県知事(〇〇〇〇部 〇〇〇〇課取扱)

宛先人 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇
株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 様

第 号
令和 年 月 日

〔あて先〕 殿

都道府県・政令指定都市の長

貴殿が行った動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第 21 条第 1 項の違反行為に関して発出された同法第 23 条 4 項に基づく命令違反に対して、同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、登録を取り消すことを予定しています。

ついては、行政手続法第 19 条第 1 項の規定により聴聞を実施しますので、下記 1 及び 2 について意見陳述の必要があるときは、令和〇年〇〇月〇〇日の聴聞の期日に出頭するか、又は、陳述書を同期日前までに、下記 3 の提出先宛てに提出して下さい。

なお、出頭の際、又は、陳述書を提出する際には、証拠書類等を提出することができます。また、聴聞が終結するまでの間、登録の取消しの原因となる事実を証する書類の閲覧を求めることができます。期日に出頭しなかった場合、及び陳述書の提出がなかった場合は、意見なしとして取り扱います。

記

1 予定される処分内容及び根拠となる法令の条項

株式会社〇〇〇〇に対する第一種動物取扱業者の登録の取消し
・動物の愛護及び管理に関する法律第 19 条第 1 項

2 処分の原因となる事実

株式会社〇〇〇〇は、平成〇年〇〇月〇〇日付け第 号により、第一種動物取扱業の登録を受け、事業を行っているが、令和〇年〇〇月〇〇日に行った法第 24 条第 1 項の規定に基づく立入検査において、当該違反の状態を確認し、令和〇年〇〇月〇〇日付け第 号により、令和〇年〇〇月〇〇日までに改善するよう勧告したものの、令和〇年〇〇月〇〇日に行った立入検査において、改善されていなかったため、令和〇年〇〇月〇〇日までに、ケージ等の大きさ・高さを基準に適合するものに変更することを命じた。しかし、当該命令の期限である令和〇年〇〇月〇〇日までに、これに従わなかったもの。

3 陳述書及び証拠書類等の提出先及び提出期限

提出先 〇〇県 〇〇〇〇部 〇〇〇〇課
(郵便番号) 〇〇〇-〇〇〇〇
(住所) 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇
(電話) 0123-45-6789
提出期限 令和〇年〇〇月〇〇日

差出人 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇
〇〇県知事 (〇〇〇〇部 〇〇〇〇課取扱)

宛先人 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇
株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 様

〔あて先〕 殿

都道府県・政令指定都市の長

貴殿が、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇において登録を受けている飼養施設は、正当な理由なく動物の愛護及び管理に関する法律第21条第1項の規定に基づく動物の管理の方法等に関する以下の基準に違反しており、動物の健康及び安全を保持できていない。

（複数列記可）

- ・ 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令第2条第1号ロ(3)(二)(イ)

以上の理由により、同法第23条第4項の規定に基づき、下記の事項を令和〇年〇〇月〇〇日までに実施することを命令する。

記

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令第2条第1号ロ(3)(二)(イ)に規定されている、ケージ等の大きさ・高さを令和〇年〇〇月〇〇日までに基準に適合するものに変更すること。

差出人 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇
〇〇県知事（〇〇〇〇部 〇〇〇〇課取扱）

宛先人 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇
株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 様

（教示）

この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に〔都道府県・政令都市の長〕に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〔都道府県・政令都市の長〕を被告として提起することができる。ただし、行政不服審査法に基づく審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〔都道府県・政令都市の長〕を被告として提起することができる。

〔あて先〕 殿

都道府県・政令指定都市の長

第一種動物取扱業に係る業務の全部停止（一部停止）について

動物の愛護及び管理に関する法律第19条第1項により、第一種動物取扱業の業務の全部停止（一部停止）を命じたので、下記のとおり通知します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
登録の番号	
命令の年月日	令和〇年〇〇月〇〇日
命令の内容 (注1)	例) 貴殿が、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇において登録を受けている飼養施設の業務を全部停止（一部停止）すること。
命令の理由 〔該当条項含む（注2）〕	例) 法第21条第1項の規定に基づく動物の管理の方法等に関する以下の基準を遵守しておらず、令和〇年〇〇月〇〇日付け第 号の命令に従わなかったため。（複数列記可） ・第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令第2条第1号ロ(3)(二)(イ)
備考	

（注1） 業務の一部停止は、例えば、第一種動物取扱業であっても今般の違反行為が犬猫の飼養管理に係るものであった場合、それに係る勧告、命令、業務の停止であるため、犬猫以外の動物については命令の対象とならない時などに命ずることができる。

（注2） 法第19条第1項第1号から第5号のいずれに該当する業務の停止命令であるか、同項第6号に該当する業務の停止命令である場合は、法第21条第1項に規定する環境省令で定める基準のいずれが遵守できていないかを明記すること。

（教示）

この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に〔都道府県・政令都市の長〕に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〔都道府県・政令都市の長〕を被告として提起することができる。ただし、行政不服審査法に基づく審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〔都道府県・政令都市の長〕を被告として提起することができる。

〔あて先〕 殿

都道府県・政令指定都市の長

第一種動物取扱業の登録の取消しについて

動物の愛護及び管理に関する法律第 19 条第 1 項により、第一種動物取扱業の登録の取消しを行いましたので、下記のとおり通知します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
登録の番号	
取消年月日	令和〇年〇〇月〇〇日
取消の理由 〔該当条項 含む（注）〕	例) 法第 21 条第 1 項の規定に基づく動物の管理の方法等に関する以下の基準を遵守しておらず、令和〇年〇〇月〇〇日付け第 号の命令に従わなかったため。（複数列記可） ・第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令第 2 条第 1 号ロ(3)(二)(イ)
備 考 〔取消の理由が法第 12 条第 1 項第 1 号から第 9 号まで（第 3 号及び第 5 号を除く）のいずれかに該当していた場合、欠格要件に該当する者の氏名、生年月日、本籍、住所を記入〕	

（注）法第 19 条第 1 項第 1 号から第 5 号のいずれに該当する登録の取消しであるか、同項第 6 号に該当する登録の取消しである場合は、法第 21 条第 1 項に規定する環境省令で定める基準のいずれが遵守できていないかを明記すること。

（教示）

この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法第 2 条及び第 18 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に〔都道府県・政令都市の長〕に対して審査請求をすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第 8 条及び第 14 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、〔都道府県・政令都市の長〕を被告として提起することができる。ただし、行政不服審査法に基づく審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、〔都道府県・政令都市の長〕を被告として提起することができる。

告 発 状

告発人住所、氏名 告発人は個別判断
(知事・局長・部長等)

被告発人住所、氏名
(被告発法人、代表者名)

第1 告発の要旨

- ・ 第一種動物取扱業の事業内容、違反の概要

第2 適用法令

- ・ 動物の愛護及び管理に関する法律法第21条第1項の規定に基づく動物の管理の方法等に関する基準

第3 告発に至った経緯

- 1 事案発覚の端緒
- 2 違反内容の確認状況
- 3 違反内容に対する行政指導、勧告、措置命令、登録の取消し等の状況
- 4 命令の無視の状況

第4 告発人意見

- 1 告発の理由
- 2 処罰を求める意見

第5 事実関係を証明する資料

- 1 動物取扱業の登録書の写し
- 2 立入検査報告書の写し
- 4 勧告、措置命令、登録の取消し等の写し及び郵便配達証明書の写し
- 5 本件飼養施設等の現況写真
- 6 その他関係資料

令和〇年〇〇月〇〇日

告発人
〇〇県知事（〇〇県 〇〇〇〇部長）

〇〇〇警察署長
司法警察員
警視 〇〇〇〇 殿

環境省自然環境局
総務課 動物愛護管理室長 殿

都道府県・政令指定都市の長
(動物愛護管理担当部局長)

第一種動物取扱業の登録の取消しについて

動物の愛護及び管理に関する法律第19条第1項により登録の取消しを行いましたので、下記のとおり連絡します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
登録の番号	
取消年月日	令和〇年〇〇月〇〇日
取消の理由 〔該当条項 含む（注）〕	例) 法第21条第1項の規定に基づく動物の管理の方法等に関する以下の基準を遵守しておらず、令和〇年〇〇月〇〇日付け第 号の命令に従わなかったため。（複数列記可） ・第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令第2条第1号ロ(3)(二)(イ)
備 考 〔取消の理由が法第12条第1項第1号から第9号まで（第3号及び第5号を除く）のいずれかに該当していた場合、欠格要件に該当する者の氏名、生年月日、本籍、住所を記入〕	

(注) 法第19条第1項第1号から第5号のいずれに該当する登録の取消しであるか、同項第6号に該当する登録の取消しである場合は、法第21条第1項に規定する環境省令で定める基準のいずれが遵守できていないかを明記すること。

その他の行政指導・行政処分の手順等

法第23条の規定に基づき実施する勧告・命令及びこれに伴い法第19条第1項第6号に該当して行われる登録の取消しについては、P.50「遵守基準の違反に対する対応」で説明したとおりだが、それ以外の法の規定に基づく対応の手順は以下のとおりとなる。

1.法第19条に基づく登録の取消し、業務の全部停止、一部停止の命令

例えば、以下のような場合(法第19条第1項第1号から第5号までに該当する状況になった場合)は、同項に基づき、登録の取消し又は6ヶ月以内の業務全部停止もしくは一部停止を命ずることができる。

- 動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱を確保するために必要な基準に適合しなくなったとき(要件を満たす動物取扱責任者がいなくなった場合、犬又は猫を飼養・保管する事業所で従業員の員数が不足している場合等)
 - 飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合しなくなったとき
- 命令等に違反した場合の罰則は、100万円以下の罰金刑となる(法第46条第1号及び第3号)。

2.法第23条第3項に基づく公表

第一種動物取扱業者が、法第23条第1項又は第2項の規定に基づく勧告に従わなかった場合には、その旨を公表することができることとされているため、速やかに公表すること。なお、第二種動物取扱業者についても法第24条の4の準用規定に基づき、勧告に従わなかった場合、その旨を速やかに公表すること。

3.法第24条の2に基づく第一種動物取扱業者であった者への対応

登録を取り消した日(法律13条第1項又は法第16条第2項の規定により登録がその効力を失った日も同様)から2年間は、当該事業者に対して以下のことを行うことができる。これらの場合は、上記の勧告、措置命令と同様のフローにより対応することができる。

- 期限を定めて、動物の不適正な飼養又は保管により動物の健康及び安全が害されること並びに周辺の生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するために必要な勧告
- 勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことの命令
- 上記に係る報告徴収、立入検査の実施

4.法第25条に基づく不適正な飼養又は保管による虐待のおそれに係る措置命令又は勧告及び立入検査

同条第4項に基づき、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態(施行規則第12条の2(虐待を受けるおそれがある事態))が生じていると認めるときは、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置を命じ、又は勧告することができる。この場合は、勧告を行わずに命令を行うことができるため、立入検査等で事案を把握した場合は、弁明の機会の付与を行った上で、即時に措置命令が可能である。

また、これに係る報告徴収、立入検査を行うことも可能である。

5.法第44条第1項から第3項の規定に基づく虐待行為等としての対応

愛護動物の殺傷、虐待、遺棄については、同条により直罰規定となっていることから、上記フローによらずに、告発の段階から対応を始めることとなるため、捜査機関と十分に連絡調整して、告発の手続を進めること。

6.刑事告発の際の注意点

告発に当たっては、違反行為者の氏名又は名称、違反行為を確認した日時、違反行為の内容、周辺住民からの苦情、過去の行政指導の状況などについて疎明資料をもってできる限り明らかにし、告発を行う前に告発対象となる違反行為の内容等について捜査機関と十分に協議し、連携して行うこと。

7.相談窓口への報告

法第19条第1項の規定に基づき、登録の取消しを受けた者又は業務の停止を命ぜられた者が、他の都道府県知事(政令指定都市については市長。以下同じ。)から第一種動物取扱業の登録を受けようとしている場合は、法第12条第1項第3号又は第5号の欠格要件に該当することとなるため、当該他の都道府県知事は登録を拒否し、同条第2項に基づく通知を行わなくてはならない。また、第一種動物取扱業者が、法第19条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する状況になった場合には、登録の取消し又は業務の停止を命ずることができるが、当該事業者が他の事業所においても登録を受けている場合、その事業所についても登録の取消し又は業務の停止を命ずることができることとなる。

ただし、これらの場合に、他の都道府県の処分状況は分からないため、環境省動物愛護管理室に設ける相談窓口へ文

書ひな型7によりご連絡いただき、これを受けて、動物愛護管理室は、都道府県及び政令指定都市に対して、第一種動物取扱業の登録の取消しを受けた者又は業務の停止を命ぜられた者を通知し、当該条項の規定を運用することとする。

8. 第二種動物取扱業者への対応

第二種動物取扱業の場合は、第一種動物取扱業と同様に基準省令が準用されるが、一連の行政処分については、法第24条の4の準用規定により、第一種動物取扱業とは異なる対応となる。フロー図の立入検査等から措置命令までを行える。

相談窓口による対応

自治体による事業者への一連の対応について、その円滑な実施を支援するため、環境省の相談窓口において、勧告、命令、業務の停止、登録の取消し、告発等の事例、手順を蓄積し、自治体へのフィードバックを迅速に行うことで、遵守基準の運用を的確に行う。

